

**平成 27 年度第 2 回  
兵庫県障害福祉審議会（自立支援連絡協議会を兼ねる）議事要旨**

1 日 時 平成 28 年 3 月 1 日（火） 13：30～15：30

2 場 所 兵庫県学校厚生会館 2 階大会議室

**3 議 題**

**（1）自立支援連絡協議会部会からの報告**

①相談支援部会

②就労支援部会

**（2）事務局からの報告**

①障害者差別解消法への対応

②障害者差別解消法に基づく職員対応要領（知事部局等）の概要

③第 4 期障害福祉計画の進捗状況（PDCA）

④平成 28 年度の主要施策

⑤障害者差別解消法に基づく職員対応要領案（警察本部）の概要

⑥障害者差別解消法に基づく職員対応要領（県立学校）の概要

**4 内 容（議論項目別に発言を整理）**

**【議題（1）自立支援連絡協議会からの報告】**

**①相談支援部会からの報告 [資料 11 により説明]**

**■ A 委員**

- ・相談支援事業所数及び計画作成数は全国平均をやや下回っているが、相談員の人材育成をしながら、本人中心の計画作成をできるように体制整備を進めているからである。
- ・平成 28 年度は課題解決機能の強化、圏域コーディネーター参画による地域課題の検討、ワーキンググループの検討等を進めていく。

**②就労支援部会からの報告 [資料 12 により説明]**

**■ B 委員**

- ・障害者就業・生活支援センターは「働くこと」の何でも屋という扱いになっていることから、各種支援や企業からの SOS などの対応に追われている状況である。
- ・就労支援部会は、各種関係機関が参画しているため情報量は豊富であるが、例えば就労継続支援 A 型が市町によって対応がまちまちで利用時の混乱がある等の様々な課題に対して、県レベルの課題を絞り込んでの議論の場になっていないことが課題であるため、今後は課題の優先順位に添って問題解決策を協議できる場にしたい。

**【議題（2）事務局からの報告】**

**■事務局 [資料 2～8 により説明]**

**①障害者差別解消法への対応**

**②障害者差別解消法に基づく職員対応要領（知事部局等）の概要**

### ③第4期障害福祉計画の進捗状況（PDCA）

#### ④平成28年度の主要施策

##### ■事務局[資料9により説明]

##### ⑤障害者差別解消法に基づく職員対応要領案（警察本部）

- ・内容は警察庁における職員対応要領をベースにしている。
- ・（県職員向け対応要領と異なる箇所のみ説明する。）
- ・管理職員の責務は、所属長の責務とし、警察本部及び県下各警察署の所属長に責任を負わせている。
- ・相談窓口は、行政サービスに関する事務や苦情、要望、相談等の受理及び処理に関する事務等を行っている総務部県民広報課に置く。
- ・今後、職務の執行等にあたって、職員が活用できるよう、差別的取扱いや合理的配慮の具体例を盛り込んだ教養資料等を作成して、各種教養を実施していく。

##### ■Cオブザーバー[資料10により説明]

##### ⑥障害者差別解消法に基づく職員対応要領（県立学校）

- ・学校教育では障害のある児童との関係が長期に渡るという固有の特徴があることから、県立学校教職員向けの対応要領は県教育委員会が作成することとなっている。
- ・内容は障害福祉課作成の県職員向け対応要領をベースに、文部科学省の私立学校向け対応指針を参考に作成したもの。
- ・相談体制の整備では特別支援教育課を示しているが、県立高等学校は高校教育課等、第一義的には直接の関係課が相談を受けることとしている。
- ・今後の予定としては、3月中旬に県立学校に対応要領の通知及び各市町の教育委員会に情報提供を行う。4月以降は、合理的配慮のポイントを「指導の重点(毎年度の指導目標を示したもの)」に掲載するほか、理解啓発リーフレットを作成し、これを基にした研修を全教職員向けに実施することで周知徹底を図る。

#### 【意見交換】

##### ■D代理

- ・障害者差別解消相談センター(以下、相談センター)の人員体制と、相談センターと弁護士・福祉専門職による法律相談(以下、専門相談)との相談窓口の役割分担を明確にして欲しい。

##### ■事務局

- ・平成28年度、相談センターは平日10～16時、社会福祉士又は精神保健福祉士どちらか1名と県担当者によるフォローという体制で相談対応する。
- ・相談センターは全般的な相談を受け付け、専門相談は訴訟を念頭に置いた相談や法的観点からのアドバイスを求める相談を対象としている。

##### ■A委員

- ・対応要領はよく考えられているが、職員個人に対して差別を防止する内容であり、組織としての対応に関する評価体制が明確になっていないのではないかと。

## ■事務局

- ・(知事部局) 個々の職員の行動等について、万が一組織的な事案があった場合、障害福祉課が指揮を執って対応する。また、職員の意識調査に「障害者への対応として職場の周囲の意識は高いですか」という項目をいれており、これは職員個人と組織間の相互チェックを意味している。これにより、ある程度の懸念は解消できると考える。
- ・(警察本部) 最初に障害者に対応する個々の職員が対応要領に沿った対応を徹底する。問題があれば苦情としてあがってくるが、それは警察法に基づき組織的に対応する。
- ・(教育委員会) 事務職は知事部局に近い対応となる。県立学校教員の場合は、差別事象を学校における管理者及び県教育委員会がよく内容確認する際に、組織としての問題となっていないか判断した上で対応する。

## ■E委員 (関西大学社会学部 教授)

- ・個人の意識や行動は組織が醸成するもの。問題行為を個人の責で終えてしまうようでは、問題は後を絶たない。時代の価値規範に合わせて組織自身が改善されることが必要である。新しい法律にあった組織の適合性、仕事の仕方を考えてもらいたい。

## ■A委員

- ・現状、合理的配慮は非常に曖昧で、意思の表明に対して過重な負担と言ってしまうとそこで止まる。その過重な負担を何年かけてどう変えていくかも押さえる必要がある。

## ■事務局

- ・日常の執務を通じた管理職の意識や行動が職員全体に与える影響は非常に大きいと考えている。今後、管理職を対象とした研修も検討していくのでご指導賜りたい。

## ■F委員

- ・相談支援部会の報告にあった計画相談の実施状況は、市町別にバラツキがある。これでは今後の障害福祉計画にも弊害が出てくるおそれがある。改めて状況説明と部会としての意見を聞きたい。

## ■A委員

- ・達成率等の数字は大事だが、形だけの計画は望ましくない。モニタリングを定期的に確実にやっていけるかどうか。部会としてはしっかり評価できる仕組みを考えたい。

## ■事務局

- ・著しく達成率が低い市に対しては、県幹部職員が当該市幹部職員に直接対話等のやりとりを行った。市自身、問題意識を持っているため、今後一層数字は上がる見込み。

## ■G委員

- ・国も市町村別の達成率を出して格差を埋める努力をしているが、いまだ格差が埋まらないのは全国的な状況で、大都市ほど問題が多い傾向にあるようだ。

## ■ H 委員

- ・差別解消条例は制定しないとの来年度県施策の説明を受けたが、条例を制定したときと制定しないときとはどれほどの差があるのか。
- ・相談センターへの精神保健福祉士の派遣の調整を進めているところだが、県の職員、警察、教育関係といった各組織での差別事案も相談センターが受けるのか。
- ・また、それら各組織で発生した差別は、どのように解消させていくのか伺いたい。

## ■ 事務局

- ・条例が制定されることによる啓発的な効果は認められるが、法的な観点でいくと、法は勧告(行政指導)が最大限のペナルティであり、条例も同様となることから、事業者に対する指導としては変わらない。
- ・相談センターは、差別に関する相談を全般的に受け付ける予定であり、学校、警察に関する相談もありうるが、先ほど報告させてもらったように、各機関で窓口を設けるため、そこへ繋ぐことも一つの方法と考えられる。
- ・行政職員が差別行為を行った場合、それが処分性を伴わない一般的な行政行為によるものであれば、当該機関の服務規律に則って処分等を行う。また、処分性を伴う行政行為であれば、法律の構成上、現状の不服申し立て制度の中で一定の裁きを行う。

## ■ G 委員

- ・どこの部署においても障害のある方との接点はあると思われるため、積極的に部署内での研修を進めて頂くことが大事だろうと思う。

## ■ I 委員

- ・発達障害、精神疾患がある人には、正式な診断がない方、手帳がない方も多い。それらの有無に関わらず、全ての方に対処していくという認識を持ってもらいたい。
- ・発達障害、精神疾患がある人への合理的配慮は非常に個別性が高く「こういう配慮が必要だ」というようなことが一概に言えない。柔軟な理解に繋がる研修や合理的配慮の事例集を作ってもらいたい。

## ■ G 委員

- ・発達障害がある人に対する付き合いの仕方については教養が必要であり、発達障害について勉強していくことは発達障害がない人への対応にも繋がる。適切な対応のためには、勉強等の機会を設けるだけでなく、県からも広報するよう求めたい。

## ■ J 委員

- ・難病患者にも同様のことが言える。最近でも若年で発病して就労ができない人や、あえて申告しなくてもよい程度の症状であったが故に、公表せずに後で問題になった事態など相談が相次いでいる。配慮の仕方について、慎重に考えてもらいたい。

## ■ K委員

- ・障害として扱われるのであろう若年性認知症は、予備軍が 800 万人にも及ぶと聞く。それが原因で働けなくなる人もいるので非常に重くて深い問題だ。
- ・障害のある方々とともに日々を過ごす中で、警察は、障害のことをよく誤解していると感じる。警察学校で障害について学ぶ機会はないのか。心理職の採用はしているか。

## ■ 事務局

- ・警察学校では、障害者対応に関して座学と実技を含めて 2 時間程度の枠を確保している。また、警察学校を出たら終わりではなく、現場に配属されてからも教養資料を用いた職場教養等により理解を深めている。
- ・特別枠で心理学専攻者を採用しているが、一般相談のカウンセリングが中心である。

## ■ L委員

- ・若年性認知症は発見されにくいという現実があり、その中で能力が低下していった結果、差別を受けるということはある。診断の力は限られており、発症前後の方をもれなく確定的に診断することは難しい。

## ■ M委員

- ・若年性認知症の数が増えていることはおそらくない。人口構成から考えて、65歳まで働ける中で、認知症になってくる人の割合が自然に増えてきているということ。

## ■ N委員

- ・相談センター等において、聴覚障害者からの相談には対応しているのか。普段、自分が電話通訳を頼まれて企業等に電話すると、電話の相手方から「本人と代わって。本当に聞こえないなら医師の診断で証明して。」等の発言を受けショックを受けている。
- ・聴覚障害者には文章を書くのが苦手な人もいる。手話通訳者による対応は可能か。

## ■ 事務局

- ・相談センターに関しては、ファクスとメールで相談を受け付ける。弁護士専門相談では、IT 環境の都合上メールの受付はできないが、ファクスの相談は受け付けている。
- ・手話通訳者を介して電話で相談することも可能なので安心してもらいたい。

## ■ G委員

- ・様々な社会的問題等から、障害のある方に対する警察の対応が慎重になることもあるだろうが、具体的な事例を通して解決していく道筋ができればよいと思う。

以上